

尖閣諸島を初め我が国の領土・領海を守る 体制整備を求める意見書

昨年9月7日、尖閣諸島周辺の日本領海内で違法操業を行っていた中国漁船が、停船を命じた海上保安庁の巡視船にみずからを衝突させるという重大事件が発生しました。

同事件は、同水域における以西底曳網漁業及び大中型まき網漁業の水産基地である本市の水産業界にも多大な影響を与えるものであり、今後も中国漁船が我が国の領海及び排他的経済水域における違法操業を繰り返すことも懸念されることから、漁業関係者は大きな不安を抱いております。

よって、国におかれましては、国民の生命と領土・領海を守る立場から次の事項について実現されるよう強く要望いたします。

記

- 1 尖閣諸島を初め、我が国の領海及び排他的経済水域において、本市及び我が国の漁業関係者が安全に操業・航行できるよう必要な現地調査を行い、灯台の設置及び避難港の整備など適切な措置を講じること。
- 2 外国漁船による違法操業が繰り返され我が国の漁場が奪われていることへの対策のため、海上保安庁による警備体制を強化し、我が国の領土・領海を守るために必要な法整備を行うこと。
- 3 中国との戦略的互惠関係の維持・発展を基軸にアジア諸国との関係強化などのあらゆる外交努力を通じ、我が国の領土・領海を守る毅然とした主権国家としての態度を国際社会に対して積極的に示すこと。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

平成23年3月16日

長 崎 市 議 会